

令和元年 5 月 15 日

入札参加者各位

公益財団法人滋賀県環境事業公社

工事等仕様書に係る質問に対する回答について

平成 30 年度 第 K-5 号 クリーンセンター滋賀浸出水処理施設増強工事 仕様書に対し、令和元年 5 月 10 日付で質問のありました事項について、下記のとおり回答します。

記

質 問 事 項	回 答
<p>1. 放流配管について 単位数量計算書の連続基礎工で、10m おきに目地材が入るようになっていますが、目地部分に可とう管は不要でしょうか。</p> <p>2. 産業廃棄物処分費について 今回工事で発生する産業廃棄物は、クリーンセンター滋賀様にて無償で場内処分としていただけるのでしょうか。</p>	<p>1. 放流設備土木建築工事の露出部目地部分に可とう管は不要としています。 書面による協議により、発注者が設計図書の変更を必要と認めたときは、設計変更の対象とします。</p> <p>2. 本工事から発生する建設廃棄物（コンクリート殻、アスファルト殻）は、クリーンセンター滋賀の処分場内で処分することとしており、処分料金は無償です。</p>